

## 久留米市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、久留米市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、久留米市立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書館資料を確保し、もって市民の図書館利用サービスの向上を図る。

### (雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、広告を表示する者（以下「広告主」という。）が市へ提供する雑誌の最新号のカバー及び雑誌架に広告を掲載し、図書館の利用者の閲覧に供する。

### (広告主及び広告の対象)

第4条 市の広告事業掲載基準第4条に該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

2 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、市の広告事業実施要綱第4条及び広告事業掲載基準第5条に該当する広告は掲載しない。

### (広告掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

2 広告の掲載期間満了の2月前までに、広告主から雑誌の提供中止届（第4号様式）の提出がない場合は、自動的に広告掲載期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

### (雑誌スポンサーの申し込み)

第6条 広告主になろうとする者は、図書館が指定する雑誌のうちから提供しようとする雑誌を選定し、雑誌スポンサー申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、中央図書館長（以下「館長」という。）に申し込むものとする。

(1) 掲示しようとする広告の図案及び原稿

(2) 広告主になろうとする者の概要が分かる書類

2 広告主になろうとする者が、図書館指定以外の雑誌の提供を希望する場合は、館長が図書館資料として適当と認めたものに限り提供が可能となる。

3 その他雑誌スポンサーの募集に関し必要な事項は、館長が別に定める。

(広告主の選定及び広告の内容確認)

第7条 館長は、広告主を選定するとともに、広告事業掲載基準に基づいて、広告ごとに具体的な広告内容を審査・確認し、その上で修正または削除等が必要な場合は、広告主に依頼するものとする。

(広告主の決定等)

第8条 館長は、雑誌スポンサー決定・却下通知書(第2号様式)により、申込者に通知するものとする。

(広告内容の変更)

第9条 広告主は、広告内容を変更する場合は、広告内容の変更届(第3号様式)を提出しなければならない。

(雑誌の提供中止の届出)

第10条 館長は、広告主から雑誌の提供中止届(第4号様式)が提出されたとき及び広告主が広告掲載基準第4条各号のいずれかに該当することが明らかとなったときは、雑誌スポンサー取り消し通知(第5号様式)により、広告主に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。